

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・一般競争入札の参加者の資格等	情報システム課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更の届出	障 害 福 祉 課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	〃
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（2件）	〃
・長崎県知事管理漁獲可能量の変更	漁 業 振 興 課
・農業改良資金事務委託契約	農 業 経 営 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・使用料徴収事務の委託（7件）	港 湾 課
・公有水面埋立ての竣功認可（2件）	〃
・証紙売りさばき人の指定の一部改正	会 計 課
○公金取扱銀行の事務取扱区分の一部改正	〃
・一般競争入札の参加者の資格等	高 校 教 育 課
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	情報システム課
・令和3年度鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公告及び縦覧の実施	自 然 環 境 課
・特定計量器定期検査の実施	計 量 検 定 所
・肥料登録の有効期間の更新	農 産 園 芸 課
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・土地改良区の定款変更の認可	〃
・測量の実施	建 設 企 画 課
・測量の終了	〃
・開発行為に関する工事完了	都 市 政 策 課
・一般競争入札の実施	高 校 教 育 課

## 告 示

### 長崎県告示第422号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 競争入札に付する事項

仮想端末基盤の賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和3年6月24日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の(カ)から(コ)まで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

**長崎県告示第423号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	変更なし	西彼杵郡長与町北陽台1丁目5番1号	令和3年5月1日
旧	医療法人徳洲会 長崎北徳洲会病院	長崎市滑石1丁目12番5号	

**長崎県告示第424号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定した。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ココカラファイン薬局 十善会病院店	長崎市淵町20番5号 病院1F南東	令和3年6月1日

**長崎県告示第425号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
長崎県対馬病院	対馬市美津島町雞知乙1168番7	令和3年5月17日
サイノオ脳神経外科	長崎市築町5番14号 トラッド中央橋2F	令和3年6月1日
出口小児科医院	大村市諏訪3丁目78番地	令和3年6月1日

**長崎県告示第426号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
有限会社 今泉調剤薬局 宮田町店	佐世保市俵町1-20	令和3年6月1日
フジヤ薬品 合名会社 フジヤ薬局 駅前店	佐世市白南風町1-13 JR九州佐世保ビル102	令和3年6月1日
なの花薬局	西彼杵郡長与町吉無田郷28-1	令和3年6月1日
かわさき薬局 湊町店	佐世保市湊町2-8 石井ビル1階	令和3年6月1日
今泉薬局 清水店	佐世保市万徳町8-16	令和3年6月1日
はーとふる薬局	諫早市金谷町3-29 光楓ビル1階	令和3年6月1日
こながい薬局	諫早市小長井町小川原浦654-5	令和3年6月1日

**長崎県告示第427号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和3年長崎県告示第290号）の一部を次のとおり変更し、令和3年6月4日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和3年4月1日から令和4年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【くろまぐろ（小型魚）】 <u>827.700トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 <u>177.900トン</u> 【するめいか】 現行水準	1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和3年4月1日から令和4年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【くろまぐろ（小型魚）】 <u>657.100トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 <u>158.300トン</u> 【するめいか】 現行水準
2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和3年4月1日から令和4年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【くろまぐろ（小型魚）】 長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 <u>43.212トン</u> 長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 <u>771.448トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 <u>48.628トン</u> 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 <u>126.762トン</u> 【するめいか】 長崎県するめいか漁業 現行水準	2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和3年4月1日から令和4年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【くろまぐろ（小型魚）】 長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 <u>37.233トン</u> 長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 <u>606.827トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 <u>47.450トン</u> 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 <u>108.340トン</u> 【するめいか】 長崎県するめいか漁業 現行水準

**長崎県告示第428号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日  
令和3年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名
  - (1) 長崎市興善町6番7号  
長崎西彼農業協同組合 代表理事組合長 森口 純一
  - (2) 島原市萩原二丁目5192番地1  
島原雲仙農業協同組合 代表理事 苑田 康治
  - (3) 佐世保市吉井町立石12番地1  
ながさき西海農業協同組合 代表理事組合長 松田 辰郎
- 3 委託事務  
農業改良資金貸付金に係る償還金及び未収金の収納事務
- 4 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**長崎県告示第429号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。



令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 382号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市勝本町勝本浦字黒瀬185番2地先から 壱岐市勝本町西戸触字蔵谷137番3地先まで	前	7.2~47.8	46.0	
	後	9.1~47.8	46.0	

**長崎県告示第430号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎港航送船施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日  
令和3年3月31日
- 2 受託者の住所及び氏名  
住所 長崎県長崎市元船町16番12号  
氏名 九州商船株式会社 代表取締役社長 美根 晴幸
- 3 委託事務  
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表3航送船施設の項中車両通過料の徴収事務
- 4 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**長崎県告示第431号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎港航送船施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日  
令和3年3月31日
- 2 受託者の住所及び氏名  
住所 長崎県長崎市元船町17番3号  
氏名 野母商船株式会社 代表取締役社長 村木 昭一郎
- 3 委託事務  
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表3航送船施設の項中車両通過料の徴収事務
- 4 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**長崎県告示第432号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり茂木港係留施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日  
令和3年3月31日
- 2 受託者の住所及び氏名  
住所 長崎県長崎市茂木町2148番地1  
氏名 長崎市茂木漁業協同組合 代表理事組合長 小林 一久
- 3 委託事務  
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表1岸壁、棧橋（浮棧橋を含む。）及び物揚場の項中漁船に係る係船料の徴収事務
- 4 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**長崎県告示第433号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎港航送船施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日  
令和3年3月31日
- 2 受託者の住所及び氏名  
住所 長崎県五島市東浜町一丁目16番5号  
氏名 五島汽船協業組合 代表理事 村田 久之
- 3 委託事務  
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表3航送船施設の項中車両通過料の徴収事務
- 4 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**長崎県告示第434号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり茂木港港湾施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日  
令和3年3月31日
- 2 受託者の住所及び氏名  
住所 熊本県天草郡苓北町富岡2711番地47  
氏名 苓北観光汽船株式会社 代表取締役 松野 重幸
- 3 委託事務  
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表1岸壁、棧橋（浮棧橋を含む。）及び物揚場の項中車両通過料の徴収事務
- 4 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**長崎県告示第435号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり県営常盤駐車場に係る使用料徴収事務を委託した。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日  
令和3年4月1日

- 2 受託者の住所及び氏名  
住所 長崎市興善町2番24号  
氏名 株式会社 ふよう長崎 代表取締役 田口 克己
- 3 委託事務  
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表14臨港交通施設の項中県営常盤駐車場使用料の徴収事務
- 4 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### 長崎県告示第436号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり臨港交通施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日  
令和3年3月29日
- 2 受託者の住所及び氏名  
住所 長崎県島原市秩父が浦町丁3548-1  
氏名 有限会社 城南総合警備保障 代表取締役 町田 明士
- 3 委託事務  
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表14臨港交通施設の項中島原港駐車場使用料の徴収事務
- 4 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日

#### 長崎県告示第437号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可の年月日  
令和3年5月26日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所  
名称 長崎県  
所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号  
代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道  
代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
道路用地（1工区） 長崎県五島市岐宿町河務字豊平47番5に隣接する里道から46番2に至る地先  
道路用地（2工区） 長崎県五島市岐宿町河務字豊平46番2から42番4に至る地先  
道路用地（3工区） 長崎県五島市岐宿町河務字豊平42番4から39番3に至る地先
  - (2) 区域  
省略（閲覧図書のとおり）
  - (3) 面積  
360.95平方メートル
- 4 埋立地の用途  
道路用地
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号



平成29年10月23日  
長崎県指令29港許第5号  
長崎県指令29河第156号

## 6 閲覧場所

長崎県五島市福江町1番1号  
五島市役所

**長崎県告示第438号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

## 1 埋立ての竣功認可の年月日

令和3年5月26日

## 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 新上五島町

所在地 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1

代表者の氏名 新上五島町長 石田 信明

代表者の住所 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1

## 3 埋立区域

## (1) 位置

1 工区 長崎県南松浦郡新上五島町榊ノ浦郷字水ノ浦415番に隣接する道路地先

(道路用地(1))

2 工区 長崎県南松浦郡新上五島町榊ノ浦郷字水ノ浦415番に隣接する道路及び403番3地先

(道路用地(2))

3 工区 長崎県南松浦郡新上五島町榊ノ浦郷字若ノ浦399番2に隣接する道路地先

(道路用地(3))

## (2) 区域

省略（閲覧図書のとおり）

## (3) 面積

1,073.95平方メートル

## 4 埋立地の用途

道路用地

## 5 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和58年2月14日

長崎県指令57港許第115号

## 6 閲覧場所

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1

新上五島町役場

**長崎県告示第439号**

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和3年6月7日から適用する。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
N0	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市町村名	N0	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市町村名
1～58の2 略					1～58の2 略				
59	株式会社 十八親和銀行取締役頭 取森拓二郎	長崎市銅座 町1番11号	略 北松浦郡 佐々町市場 免52  十八親和銀行 佐々支店 略	略	59	株式会社 十八親和銀行取締役頭 取森拓二郎	長崎市銅座 町1番11号	略 北松浦郡 佐々町本 田原免187番地 5 十八親和銀行 佐々支店 略	略
60～84 略					60～84 略				

長崎県告示第440号

公金取扱銀行の事務取扱区分（昭和39年長崎県告示第172号）の一部を次のように改正し、十八親和銀行佐々中央支店、十八親和銀行住吉中央支店及び十八親和銀行深堀中央支店については令和3年6月7日から、十八親和銀行多良見町支店、十八親和銀行東京中央支店、十八親和銀行多良見中央支店、十八親和銀行西大村中央支店及び十八親和銀行東京支店については令和3年6月21日から適用する。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
1 県公金の収納及び支払の事務を取り扱う公金取扱銀行の本店、支店又は出張所の名称、位置及びその取扱部局又はかい			1 県公金の収納及び支払の事務を取り扱う公金取扱銀行の本店、支店又は出張所の名称、位置及びその取扱部局又はかい		
名称	位置	取扱部局又はかい	名称	位置	取扱部局又はかい
略			略		
十八親和銀行多良見町支店	諫早市多良見町	西陵高等学校、希望が丘高等特別支援学校	十八親和銀行多良見町支店	諫早市多良見町	西陵高等学校
略			略		
十八親和銀行東京支店	東京都中央区	東京事務所	十八親和銀行東京中央支店	東京都中央区	東京事務所
略			略		
略			十八親和銀行多良見中央支店	諫早市多良見町	希望が丘高等特別支援学校
略			略		
2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置			2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置		
名称	位置		名称	位置	
略 十八親和銀行松浦中央支店	略 松浦市志佐町		略 十八親和銀行松浦中央支店 十八親和銀行佐々中央支店	略 松浦市志佐町 北松浦郡佐々町	

略 十八親和銀行新戸町中央支店	略 長崎市新戸町	略 十八親和銀行新戸町中央支店	略 長崎市新戸町
略 十八親和銀行平和町支店	略 長崎市平和町	十八親和銀行住吉中央支店	長崎市住吉町
略 十八親和銀行西諫早中央支店	略 諫早市山川町	略 十八親和銀行平和町支店	略 長崎市平和町
略 十八親和銀行久留米支店	略 久留米市六ツ門町	十八親和銀行深堀中央支店	長崎市深堀町一丁目
		略 十八親和銀行西諫早中央支店	略 諫早市山川町
		十八親和銀行西大村中央支店	大村市松並一丁目
		略 十八親和銀行久留米支店	略 久留米市六ツ門町
		十八親和銀行東京支店	東京都中央区八重洲
3及び4 略		3及び4 略	

**長崎県告示第441号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

- 1 一般競争入札に付する事項  
長崎県ICT活用授業推進業務
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - (4) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
  - (5) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
  - (6) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
  - (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
  - (2) 審査事項
    - ア 年間売上高
    - イ 営業年数
    - ウ 従業員数
    - エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
  - (1) 申請の時期  
この告示の日から令和3年7月6日（火）までの間の午前9時から午後5時までとする。（県の休日及び正午から午後1時を除く。）

## (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

## (3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書（様式第2号）

イ 法人にあっては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 県税に関し未納がないことを証する証明書

オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

カ 印鑑届（様式第3号）

キ 口座振替申込書（様式第4号）

※ 提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

## (4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

## (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県教育庁高校教育課（総務管理班）

（電話）095-894-3352

## 5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第5号）により通知（郵送）する。

## 6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和4年8月31日までとする。

## 7 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

## (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

---

## 公 告

---

### 一般競争入札の実施（公告）

物品の借入れについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

## 1 一般競争入札に付する事項

仮想端末基盤の賃貸借及び保守

## (1) 借入物品及び数量

入札説明書による。

## (2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和4年1月1日から令和8年12月31日まで（60月）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物件を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき「物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ」に係る競争参加資格を得ていること。

(4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和3年6月24日 午後5時00分まで

4 入札参加条件

(1) この入札に参加を希望する者は、入札説明書の別記に掲げる納入しようとする物品の機能証明書を作成し、期限内に提出しなければならない。また、5の部局から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、入札者の作成した機能証明書は5の部局において審査をするものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

(2) 機能証明書の提出期限

令和3年7月7日（水）午後5時00分まで

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部情報システム課

（電話）095-895-2233

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和3年7月7日（水）までの間（県の休日を除く。）

（場所）5の部局とする。また、長崎県総務部情報システム課のホームページから入手可能である。



長崎県総務部情報システム課ホームページ：<https://www.pref.nagasaki.lg.jp/section/josei/>

- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限等  
(提出場所) 長崎県総務部情報システム課 (情報基盤班)  
(受領期限) 令和3年7月15日(木) 午後5時00分  
(提出方法) 直接又は郵便(書留郵便により提出期限内必着のこと。)で行う。
- 10 開札の日時及び場所  
(日時) 令和3年7月16日(金) 午前10時00分開始  
(場所) 長崎県庁 5階 503会議室(長崎市尾上町3番1号)  
開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局等に確認すること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
免除する。
  - (2) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
    - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
    - イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合。なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。
      - a 2,000万円以上
      - b 2,000万円未満500万円以上
      - c 500万円未満
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効  
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
  - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
  - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
  - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
  - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
  - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
  - (6) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。
  - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (9) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき(機能証明書の審査を受け、合格しなかった場合を含む。)
  - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
  - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。
  - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
  - (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

### 13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

### 14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

### 15 Summary

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE ON LEASE:  
Contract for lease and maintenance of desktop virtual terminal infrastructure
- (2) PERIOD OF LEASE:  
January 1, 2022 through December 31, 2026
- (3) PLACE OF DELIVERY:  
Please see attached information
- (4) TIME-LIMIT FOR THE SUBMISSION OF TENDER:  
5:00 pm. July 15, 2021
- (5) DATE AND TIME FOR THE OPENING OF TENDER:  
10:00 am. July 16, 2021
- (6) POINT OF CONTACT FOR TENDER DOCUMENTATION:  
Information Systems Division,  
General Affairs Department,  
Nagasaki Prefectural Government,  
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,  
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN  
TEL 095-895-2233

## 令和3年度鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公告及び縦覧の実施（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づく鳥獣保護区特別保護地区の指定を行うため、法第29条第4項の規定において準用する法第28条第4項の規定による公告を行い、公告の日から起算して14日を経過する日までの間、下記縦覧場所において縦覧に供する。

なお、法第29条第4項の規定において準用する法第28条第5項の規定に基づき、当該鳥獣保護区特別保護地区の区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

### 1 特別保護地区の概要

- (1) 特別保護地区の名称

龍良山鳥獣保護区龍良山特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

長崎県対馬市厳原町所在国有林（対馬森林計画区豆酛龍良山国有林323林班い小班）

(3) 特別保護地区の存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで（10年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

龍良山鳥獣保護区は、対馬市厳原市街地の南西約6キロメートルの地点から龍良山を中心に南西部に広がり、シイ、カシ等の照葉樹林を主体とした豊かな森林地帯となっている。このような自然環境を反映して、サンコウチョウ、キビタキ、オオルリなど森林性の野鳥が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、龍良山は日本を代表する照葉樹の原生林となっており、龍良山の北側斜面に海拔120mの低地から山頂まで、下方にはスダジイ林、上方にはアカガシ林からなる原生林が発達している。自然度が極めて高い豊かな植生を形成しているため森林性の鳥獣が多く生息するほか、渡り鳥の中継地として、本土では見かけることが希なアカハラダカやヤマショウビン等の野鳥も飛来する。

このため、当該地域は龍良山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要があると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区として引き続き指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- ・鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
- ・鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ・利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

3 縦覧場所

長崎県県民生活環境部自然環境課

同 島原振興局管理部総務課

同 県北振興局管理部総務課

同 五島振興局管理部総務課

同 杵岐振興局管理部総務課

同 対馬振興局管理部総務課

対馬市農林水産部自然共生課

**特定計量器定期検査の実施（公告）**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時

市町村別	検査区分	実施区域	検査場所	検査日	検査時間
雲仙市	集合検査	愛野町全地区	愛の夢未来センター	7月1日（木）	11時から12時まで 13時から15時まで
	同 上	千々石町全地区	雲仙市役所千々石庁舎地下 駐車場	7月2日（金）	11時から12時まで 13時から15時まで
	同 上	小浜地区	雲仙市小浜体育館	7月6日（火）	13時30分から15時30分まで
	同 上	雲仙地区	雲仙やまびこ会館	7月7日（水）	10時から12時まで 13時から14時まで
	15時から16時まで				

	同 上	北串地区	雲仙市小浜北串住民センター	7月8日(木)	10時から12時まで
	同 上	南串山町全地区	ハマユリックスホール	7月13日(火)	11時から12時まで 13時から15時まで
	同 上	国見町全地区	雲仙市国見農村環境改善センター	7月14日(水)	11時から12時まで 13時から15時まで
	同 上	瑞穂町全地区	雲仙市瑞穂体育館	7月15日(木)	11時から12時まで 13時から15時まで
	同 上	吾妻町全地区	雲仙市役所吾妻庁舎	7月16日(金)	11時から12時まで 13時から15時まで
雲仙市 全地区	所在場所検査		計量器の所在の場所	7月1日から 7月31日まで 土曜・日曜 は除く	11時から12時まで 13時から16時まで

- 2 検査の対象となる特定計量器  
取引又は証明に使用する特定計量器
- 3 検査の実施機関  
指定定期検査機関 (一社) 長崎県計量協会

**肥料登録の有効期間の更新(公告)**

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥 第626号	肉骨粉	大元肉骨粉 512号	窒素全量 5.0% りん酸全量 12.0%	佐賀県佐賀市巨勢町大字 東西276番地3	大日興産株式会社 代表取締役 大倉 一夫	平成15年 6月16日	令和3年 6月16日 から 令和9年 6月15日 まで

**土地改良区の役員の就退任(公告)**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、竜尾川土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
大久保 純 三	松浦市御厨町木場免692番地	大久保 純 三	松浦市御厨町木場免692番地
松 田 実 男	松浦市御厨町下登木免63番地	松 田 実 男	松浦市御厨町下登木免63番地
松 本 正 義	松浦市御厨町高野免59番地	松 本 正 義	松浦市御厨町高野免59番地

松 本 悟	松浦市御厨町郭公尾免608番地	松 本 悟	松浦市御厨町郭公尾免608番地
山 口 康 明	松浦市御厨町板橋免1189番地第1	山 口 康 明	松浦市御厨町板橋免1189番地第1
川 上 秀 昭	松浦市御厨町田代免1312番地第2	川 上 秀 昭	松浦市御厨町田代免1312番地第2
氏 山 敏 彦	松浦市御厨町上登木免335番地	氏 山 伸 男	松浦市御厨町上登木免359番地
太 田 勝 司	松浦市御厨町寺ノ尾免184番地2	田 淵 博 昭	松浦市御厨町横久保免379番地2
前 田 吉 一	松浦市御厨町大崎免448番地	前 田 吉 一	松浦市御厨町大崎免448番地
辻 勝 美	松浦市御厨町池田免150番地	辻 勝 美	松浦市御厨町池田免150番地
梶 山 達 男	松浦市御厨町前田免114番地		
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
西 田 良 一	松浦市御厨町相坂免326番地	太 田 勝 司	松浦市御厨町寺ノ尾免184番地2
田 中 輝 喜	松浦市御厨町横久保免541番地	西 田 良 一	松浦市御厨町相坂免326番地
川久保 尚	松浦市御厨町里免450番地7	梶 山 達 男	松浦市御厨町前田免114番地

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年3月18日総会議決）を認可した。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 調川土地改良区  
認可年月日 令和3年5月25日

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（電子基準点現地調査作業）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県 佐世保市、五島市、南松浦郡新上五島町	令和3年7月1日から 令和4年3月31日まで



**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、佐世保市長から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
佐世保市の一部（江迎町乱橋、川下町、赤崎町）	令和3年3月19日

**開発行為に関する工事完了（公告）**

次の開発行為に関する工事は完了した。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
当初許可 平成30年3月28日 長崎県指令 29建第753号  変更許可（第1回） 平成31年4月11日  変更許可（第2回） 令和3年3月26日	長崎県西海市大島町字間瀬先1798番1、1798番2、1798番3、1798番37、1798番38、1798番39、1798番40、1799番1、1800番1、1800番2、1800番3、1801番1、1801番2、1801番3、1801番5、1801番6、1801番20、1801番21、1801番22、1801番23、1801番24、1801番25、1801番26、1801番29、1802番、1803番、1804番、1805番1、1805番2、1805番3、1806番5、1806番7、1806番8、1806番10、1806番11、1806番13、1806番14、1806番15、1807番1、1807番2、1809番1、1809番3、1809番4、1810番1、1810番3、1810番4、1812番39、1812番45、1812番46、1813番1、1813番2、1813番3、1813番5、1813番6、1813番32、1813番33の一部、1813番34の一部、1813番35の一部、1813番43、1813番47、1813番48、1813番49、1813番50、1813番51、1813番52、1813番53、1813番54、1813番55、1813番57の一部、1813番59、1813番60、1813番62、1813番63、1813番64、1813番67、1814番1、1814番4及び1814番5（第1-1工区、水路工区、道路工区）	長崎県西海市大島町1605番地の1 株式会社 大島造船所 専務取締役 工場長 堀口兵栄

**一般競争入札の実施（公告）**

ICT活用授業推進業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年6月4日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名  
長崎県ICT活用授業推進業務
- (2) 業務の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 履行期間

令和3年9月1日から令和4年3月31日まで

(4) 納入場所

長崎県教育庁高校教育課

(5) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県ICT活用授業推進業務に関する必要な資格（令和3年長崎県告示441号）を得ていること。

(4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県教育庁高校教育課（総務管理班）

（電話）095-894-3352

4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

5 契約条項を示す場所

3の部局等とする。

6 入札説明書等の交付

(1) 期間 この告示の日から令和3年7月6日（火）までの間の午前9時から午後5時までとする。（県の休日及び正午から午後1時を除く。）

(2) 場所 3の部局等とする。

なお、郵送での交付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒（角2サイズ）及び切手（250円）を同封のうえ3の部局まで送付すること。（上記期限内必着とする。）

7 入札説明会

行わない

8 最低制限価格

設定なし

9 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び日時等

(1) 入札の場所及び日時

（場所）長崎県庁行政棟7階701会議室

（日時）令和3年7月21日（水）10時00分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限等

郵送により入札書を提出する場合は、書留郵便により下記受領期限内必着のこと。

（受領期限）令和3年7月20日（火）17時00分（必着）

(提出先) 3の部局

悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

#### 11 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

##### (2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

#### 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

#### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 14 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

## 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する可能性がある。この場合、調達手続が停止される可能性がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :  
Promotion of classes utilizing ICT (Information and communication Technology) at Nagasaki Prefectural Schools
- (2) Fulfillment period:  
From September 1, 2021 to March 31, 2022
- (3) Fulfillment place :  
As shown in the tender documentation
- (4) Time-limit for tender by registered mail :  
5:00p.m. July 20, 2021
- (5) Date and time for the opening of tender :  
10:00a.m. July 21,2021
- (6) Point of Contact :  
High School Education Division, Board of Education, Nagasaki Prefectural Government.  
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan  
TEL 095-894-3352

発行者

長崎県  
長崎市尾上町三番一号電話代表  
直通表  
(八二四)  
(八九五)  
二一  
一一  
四一

印刷所

長崎県  
長崎市権島町八番十二号株式会社  
寺クイック  
田クプリン  
宏ン  
弥ト